

広報



ちはやあかさか

平成19年(2007)4月号

多聞小学校、133年の歴史に幕



3月18日、統合に伴い、3月末で閉校となる多聞小学校で閉校式が行われ、133年にわたる学校の歴史に幕を閉じました。

閉校式には児童や地域住民の皆さんなど約250人が参加し、最後のお別れを惜しんでいました。(関連記事12ページ)



主な
内容

村の明日を考える	2
平成19年度予算	4
大阪府議会議員選挙	7
けんこうのページ	11
多聞小学校閉校式	12
村の話題あれこれ	14
みんなのひろば	16
お知らせ	17

千早赤阪村の明日を考える



これまでの経緯

村では、昨年12月末、今後の村のあり方について調査・研究をするため、役場庁内に調査・研究チームを発足し、今年2月末に一定の結果を、「今後の村のあり方調査・研究報告書(案)」としてまとめました。

また、今年の広報1月号から「千早赤阪村の明日を考える」と題したシリーズを掲載することにより、住民の皆さんにも村の実情をお知らせしてきました。

議会には、3月議会の全員協議会で報告し、この内容を十分ご理解いただき、これからの千早赤阪村とともに真剣に考えていきたいと述べました。

今回は、報告書(案)の概要について、皆さんにお知らせします。

今後の村のあり方調査・研究報告書(案)の概要

I 市町村を取り巻く社会経済情勢

- 地方分権の進展
市町村が自らの責任と判断で行政サービスや施策を決定し、実施する分権社会が本格化しています。
- 本格的な人口減少・少子高齢化
日本の総人口は、2030年(平成42年)には2005年(平成17年)に比べ約10%減少する一方で、老年人口(65歳以上)の割合は約32%に達することが予想されています。
- 国の構造改革の推進
国では、構造改革が強く推し進められており、地方交付税の見直しなどが余儀なくされています。
- 自主的な市町村合併
国では、強ちに市町村合併を推進しています。特に人口1万人未満を目安とする小規模市町村を対象に都道府県が策定する市町村合併構想に盛り込むことが示されています。
- 広域的な行政需要が増大
市町村の区域を超えた行政需要が増大し、広域的な視点に立ったまちづくりが求められています。

II 本村の現状

■ 人口と少子高齢化の状況

国勢調査による人口の推移は、昭和60年をピークに減少が続いています。昭和60年から平成17年の20年間で1,159人減少しています。

少子高齢化は、年少人口が減少し、老年人口が増加しています。平成17年の国勢調査では、高齢化率は24.3%で府内では、2番目に高くなっています。

【人口と少子高齢化の推移】(H22、H42年は村推計値)

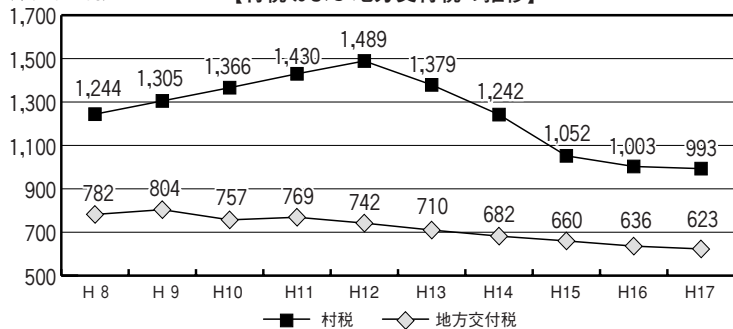
年/項目	S30	S60	H7	H12	H17	H22	H42
年少人口(0~14歳)(人)	1,787	1,873	1,050	825	690	646	248
生産年齢人口(15~64歳)(人)	3,575	4,942	5,176	4,755	4,262	3,588	1,858
老年人口(65歳~)(人)	337	882	1,233	1,388	1,586	1,795	1,773
総数	5,699	7,697	7,459	6,968	6,538	6,029	3,879
年少人口の割合(%)	31.4	24.3	14.1	11.8	10.6	10.7	6.4
生産年齢人口の割合(%)	62.7	64.2	69.4	68.2	65.2	59.5	47.9
老年人口の割合(高齢化率)(%)	5.9	11.5	16.5	19.9	24.3	29.8	45.7

■ 財政の状況

● 村税および地方交付税の推移
村政運営の中で基本となる自主財源、いわゆる村税は、収入全体の約22%しかありません(平成17年度決算)。そのため、国からの地方交付税に大きく依存しており、地方交付税は収入全体の約35%(平成17年度決算)を占めています。

しかし、この地方交付税も平成13年度から見直しが進められ、さらに三位一体改革などにより、平成12年度と比べると約5億円も減少しています。今後もさらに厳しい状況が続くと思われます。

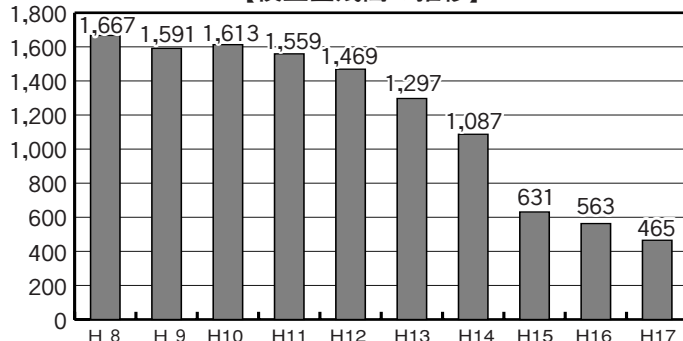
(単位:百万円) 【村税および地方交付税の推移】



● 積立金残高の推移

● 積立金残高の推移
これまでも自主財源の乏しい本村では、構造的な財源不足に陥っており、その財源不足については、積立金(貯金)の取り崩しにより対応してきましたが、命綱の積立金も残りわずかとなっています。

(単位:百万円) 【積立金残高の推移】



● これまでの行財政改革

● これまでの行財政改革
平成9年度から平成18年度の10年間で3回もの行財政改革に取り組んできました。

特に、平成15年の第2次財政健全化方策と平成17年の元気づけプランでは、特別職や一般職員給料の削減、議会議員の削減、事

務事業や補助金の廃止、使用料・手数料の値上げなど住民の皆さんにも負担をお願いしながら取り組んできました。

元氣プランでは、平成22年度に単年度黒字化をめざしていましたが、地方交付税や退職手当債などの見込みに差異が生じてしまい、このままではその取り組み目標の達成は難しい状況です。

Ⅲ今後の行財政運営の見通し

■財政収支見通し
様々な状況を踏まえ、今後10年間の財政収支見通しを推計しました。

見通しはその前提として、一定の条件のもとに推計しており、現在の水準で行政サービスを継続した場合の財政収支見通しです。

財政収支見通しでは、平成21年度には積立金が底をつき、約2億5千万円もの赤字が生じます。平成22年度には赤字額が標準財政規模の20%（約3億4千万円）を超え、財政再建団体（事例：北海道夕張市）に転落することが予測されます。

■今後想定される財政的負担

財政収支見通しに加え、今後老朽化による公共施設の維持経緯や電算処理経費など様々な経費の負担が予測され、さらに財

政を圧迫することが考えられます。

- 公共施設の維持経費
- 村道の維持経費
- 上下水道施設の維持経費
- 小・中学校の耐震・維持経費
- 電算処理経費
- 広域行政への新たな財政負担

財政収支見通し（平成18年度～平成27年度の10年間）

（単位：百万円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
歳入	村税	624	626	659	633	608	585	563	543	526	510	495
	地方交付税	994	961	954	1,016	1,040	1,089	1,063	1,063	1,063	1,063	1,038
	その他(国・府支出金、地方債など)	1,213	847	734	737	551	472	471	471	472	472	472
	合計 A	2,831	2,434	2,347	2,386	2,199	2,146	2,097	2,077	2,061	2,045	2,005
歳出	義務的経費	1,488	1,312	1,236	1,291	1,359	1,279	1,249	1,271	1,086	1,111	1,077
	人件費	1,017	829	730	756	825	740	731	784	684	715	696
	扶助費	140	166	165	165	165	165	165	165	165	165	165
	公債費	331	317	341	370	369	374	353	322	237	231	216
	その他(物件費、補助費など)	1,323	1,122	1,111	1,095	1,085	1,088	1,089	1,081	1,096	1,082	1,082
	合計 B	2,811	2,434	2,347	2,386	2,444	2,367	2,338	2,352	2,182	2,193	2,159
収支 A-B	20	0	0	0	▲245	▲221	▲241	▲275	▲121	▲148	▲154	
累積収支不足額					▲245	▲466	▲707	▲982	▲1,103	▲1,251	▲1,405	
積立金残高	465	360	220	30	0	0	0	0	0	0	0	

このままいけば...!?

平成20年度末
何とか収支均衡

- 積立金残高 約3千万円
- 赤字額は積立金で補える

平成21年度末
赤字が発生!

- 積立金残高 0円
- 赤字額は積立金で補えない

平成22年度末
財政再建団体の
ポルターラインを
超える

財政再建団体へ
転落!?

Ⅳ今後想定される課題

● 人口減少・少子高齢化

特に医療・福祉分野への行政需要の増加が見込まれ、行財政への負担が大きくなります。

● 地方分権の推進

高度化・多様化する行政サービスなど専門的知識が求められる中で小規模町村の行政体制では限界が懸念されます。

● 新たな魅力・活力あるまちづくり

新たな魅力ある地域資源を活

用したまちづくりを進めるには、小規模町村の行政体制では十分なまちづくりへの実現には限界があります。

● 財政危機
財政収支見通しでは平成22年

度末に財政再建団体への転落が懸念され、その後も約1億2千万円から2億7千万円もの赤字が続く中で、いつまで行財政運営が可能か、その限界が懸念されます。

Ⅴ今後の村のあり方について

今、様々な厳しい状況にある千早赤阪村ですが、住みよい暮らしを次の世代に引き継ぐために、私たちの千早赤阪という地域を見つめ直し、「これからの千早赤阪」を真剣に考えていく必要があります。

「今後、村がどうあるべきか？」

議会とともに選択すべき道を検討・協議し、決断したいと考えています。

《視点》

- 今後、人口減少・少子高齢化への対応は可能か(社会保障面)
- 地方分権時代において行政能力の向上は図れるか(行政機能・権能面)
- 次世代への地域づくり・新たなまちづくりが可能か(まちづくりの将来展望面)
- 行政コストの削減による行政サービスの充実や効率的な財政運営が可能か(財政面・行政管理面)
- 今後、構造改革など国の政策に対応できるか(自治運営面)

村の選択肢

『市町村合併を選ぶ』
進める方法

分かれ道

『単独行政を選ぶ』
（行財政改革を一層強力に進める方法）

《問い合わせ》秘書政策課

平成19年度の予算が決まりました

予算総額 49億4,177万円



松本村長



新年度予算編成にあたって

昨年来、北海道夕張市の財政破綻が表面化し、村民の皆さんにも少なからず不安を与えておりますが、財政再建団体への転落という最悪の事態だけは何としても回避しなければならず、より一層の財政健全化へ向けて徹底した行財政改革が必要です。

平成19年度予算は、人口減少や少子高齢化の進展、地方交付税制度の見直しなどの影響により、昨年に引き続き大幅な財源不足となったことから、引き続き、「元気プラン」に基づき、職員人件費の適正化や、村単独事業の縮減・廃止を行うなど、住民の皆様にも負担や痛みをお願いしながら経費の削減を行い、財源不足については積立金を繰り入れし、何とか収支均衡を図った予算編成を行いました。

今後とも財政の健全化に向け、最少の経費で最大の効果があがるよう全職員一丸となり、創意工夫を行いながら、最大限の努力をいたしますので、住民の皆さんのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

平成19年3月定例村議会において、松本村長は平成19年度の村政運営についての方針を表明し、「昨年、本村は村制施行50周年を迎えた。本年は新たな歴史のスタートの一步となる重要な年であり、柔軟な発想と大胆な行動をもって、住民福祉の向上に向け、邁進していかねければならない」との決意を述べました。その平成19年度の村政運営の方針と予算の概要を紹介いたします。

私たちの お金の使いみち

本村の財政は、ここ数年、続く人口の減少と少子高齢化、さらに国の進める財政構造改革により、村税・地方交付税といった主な収入は減り続け、歳出の削減が追いつかないまま、多額の財源不足に陥っています。また、これを穴埋めしてきた頼りの積立金（貯金）も、このままでは2年後には底を尽き、赤字に転落してしまいます。この危機を乗り切るため、「元気プラン」に基づき、すべての事業について徹底した見直しを行ない、予算を配分しました。

■一般会計

23億6,306万円

前年度と比べ650万円の減（▲0.3%）

歳入については、国の三位一体の改革を受けて、村税は税源移譲（所得税を減らし住民税を増やす）により前年度に比べ7千万円の増が見込まれますが、反対に、主に国・府からの譲与税・交付金などで7千7百万円が減となることから、昨年に引き続き、大幅な財源

不足となるため、積立金（貯金）の取り崩し（繰入金1億7千9百万円）により、これを補います。歳出については、村道整備などの普通建設事業が2千7百万円の増、公債費が1千4百万円の増となりますが、一方で人件費の削減で3千5百万円、事務事業の縮減などで1千3百万円が減となります。

■特別会計

25億7,871万円

前年度と比べ8,699万円の増（3.5%）

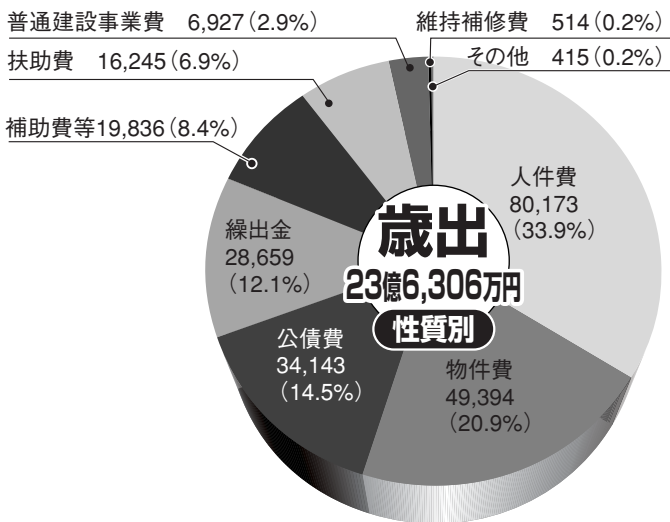
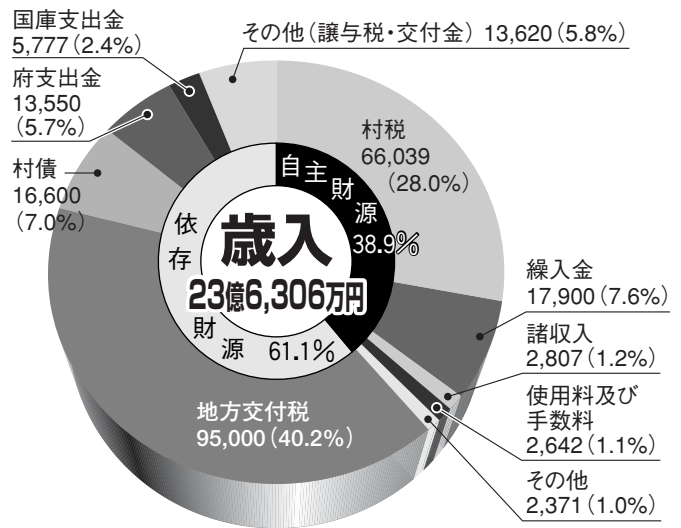
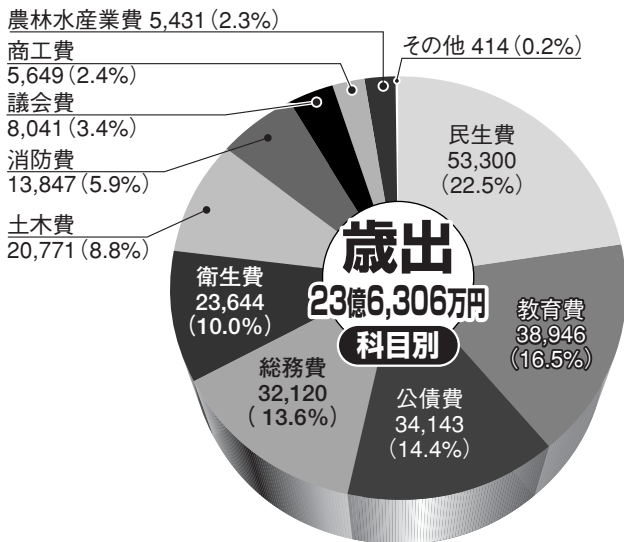
事業別に見てみますと、水道事業については、老朽管の更新などの工事費の減、老人保健については、医療給付対象者の減によりそれぞれ減っています。

一方で、国民健康保険（事業勘定）については、退職者の増、介護保険については、高齢者の増によりそれぞれ保険給付費が増えています。また金剛山観光事業については、いままで指定管理者の収入としていたロープウェイの運賃収入を村の会計に収納することとしたため増となっています。

〈問い合わせ〉 総務課

会計別でみた予算額

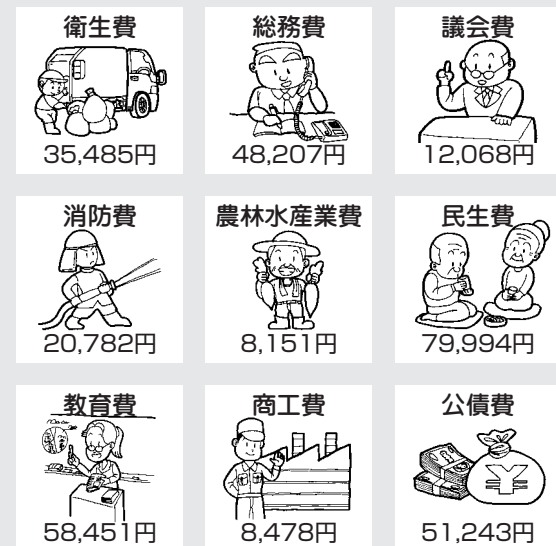
会計別	区分	平成19年度 予算額	平成18年度 予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減率	
一	一般会計	23億6,306万円	23億6,956万円	▲650万円	▲0.3%	
特別会計	国民健康保険	事業勘定	7億41万円	6億3,263万円	6,778万円	10.7%
		施設勘定	6,969万円	6,613万円	356万円	5.4%
	老人保健	7億8,918万円	8億849万円	▲1,931万円	▲2.4%	
	介護保険	5億1,780万円	4億8,903万円	2,877万円	5.9%	
	下水道事業	1億9,436万円	1億8,654万円	782万円	4.2%	
	金剛山観光事業	1億38万円	3,607万円	6,431万円	178.3%	
	水道事業	収益的支出	1億4,241万円	1億5,122万円	▲881万円	▲5.8%
		資本的支出	6,448万円	1億2,161万円	▲5,713万円	▲47.0%
	合計	25億7,871万円	24億9,172万円	8,699万円	3.5%	
	合計	49億4,177万円	48億6,128万円	8,049万円	1.7%	



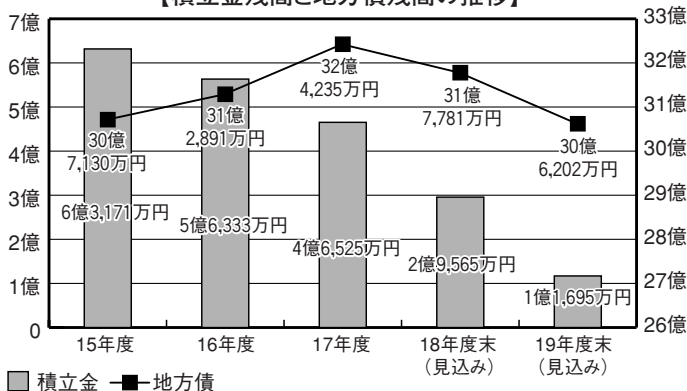
村民1人当たりの予算額

354,033円の内訳

1月末日
総人口6,663人(外国人含む)
で算出



【積立金残高と地方債残高の推移】



平成19年度の主な施策

1 豊かな自然と歴史文化を守り、伝え、活用します

● 金剛山施設の維持管理

1, 104万円

● 文化財の発掘調査、保存

● 郷土資料館の管理運営

91万円
460万円

2 便利で、こころよく暮らせる都市基盤を形成します

● (仮称)村道大森線の新設工事

2, 956万円

● 村道の維持補修

1, 056万円

● 交通安全施設の設置

141万円

● 下水道の整備

3, 447万円

● 上水道の整備

2, 662万円

● 中山間地域総合整備事業(水分地区ほ場整備、千早交流ふれあい施設)

1, 299万円

● 下赤阪棚田の保全活動

30万円

● 農作物鳥獣被害対策

50万円

● 地域就労支援事業(就職支援セミナー、パソコン講習など)

37万円

● 観光振興事業(史跡の景観向上、イベントの実施など)

399万円
ロープウェイ曳索・平衡索取替工事、制御盤更新工事



▲村営ロープウェイ

4 やすらぎ、安心して暮らせる地域社会を形成します

● 特定健康診査等実施計画の策定

315万円

● 後期高齢者医療費(電算システム開発、使用料など)

1, 811万円

● 老人保健事業(各種健診、健診データのシステム化など)

1, 545万円

● 母子保健事業(乳幼児健診、各種教室など)

280万円

● 予防接種事業

516万円

● 地域福祉計画の策定

174万円

5 誰もが地域を誇れるこころを育みます

● 教育コミュニティの支援

20万円

● 放課後子ども教室推進事業

42万円

● 小学校スクールバスの運行

462万円

● 中学校の下水道接続工事

300万円

● 赤阪小学校の耐震診断

1, 000万円

● 中学校生徒用机・椅子の更新

136万円

● 学校の安全対策(受付員の配置)

287万円



▲赤阪小学校

ことばの説明

▼三位一体の改革とは
地方の自由度を高め、財政面での自立を促すために、①国庫補助負担金の廃止・縮減②地方交付税の見直し③国から地方への税源移譲の3つの改革を一体として進めるものです。

▼譲与税・交付金とは
国税や府民税として徴収したものを、人口などで案分して市町村に配分するものです。(自動車重量税と地方消費税交付金など)

▼物件費とは
賃金、光熱水費、委託料、賃借料といった消費的な性質をもつ経費です。

▼公債費とは
大規模な事業を行うために借りたお金(地方債)の元金・利子を返済するための経費です。

▼繰入金・繰出金とは
一般会計、特別会計、基金との間で、相互に資金運用するための経費です。

▼補助費等とは
地区補助金、南河内清掃施設組合負担金といった各種団体に対する助成金や負担金などの経費です。

▼扶助費とは
老人医療助成費、児童手当といった高齢者、児童、障害者などの生活を支援するための経費です。

大阪府議会議員選挙

投票日時 4月8日(日)

午前7時～午後8時

投票できる人

昭和62年4月9日までに生まれ、平成18年12月29日以前から

引き続き千早赤阪村の住民基本台帳に記載されている人です。ただし、最近住所を移された人は、次の表を参考にしてください。

届出の別		届出の日	投票場所・投票の可否
転入届をされた人	大阪府外から転入された人	平成18年12月29日以前	千早赤阪村で投票できる
		平成18年12月30日以後	投票できません
	大阪府内の他の市町から転入された人	平成18年12月29日以前	千早赤阪村で投票できる
		平成18年12月30日以後	前住所地で投票できる(※)
転出届をされた人	大阪府外へ転出された人	全 期 間	投票できません
		大阪府内の他の市町へ転出された人	平成18年12月29日以前に新住所地に転入届
			平成18年12月30日以後に新住所地に転入届

※投票する際に、市区町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」が必ず必要です。投票日までに最寄りの市役所または町村役場の住民票担当窓口で交付を受けてください。ただし、いずれの場合も旧住所地の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

投票場所

- 第1 赤阪小学校体育館
- 第2 千早小学校体育館
- 第3 千早老人憩いの家
- 第4 小吹台小学校体育館

開票日時

4月8日(日)
午後9時15分～

開票場所

くすのきホール2階会議室

期日前投票

投票日に次のような理由に該当すると見込まれる人は、期日前投票ができます。

- (ア) 仕事や冠婚葬祭などの予定がある人。
- (イ) レジャーや買物などの私用で、投票日に投票区内にいない人。
- (ウ) 病气やけが、妊娠などの理由で歩けない人。
- (エ) 引っ越しなどをして、大阪府内の他の市町に住んでいる人。ただし、千早赤阪村の選挙人名簿に登録されている人で、平成18年12月30日以後に新住所地に転入の届け出をした人。この場合、住民票担当窓口で交付する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、一定の要件を満たす人、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人は「郵便による不在者投票」ができます。

なお、投票用紙の請求期限は4月4日(水)までです。あらかじめ申請して交付を受けた「郵便投票証明書」を添えて、早めに手続きをしてください。また病院に入院中の人や老人ホームなどに入所中の人については、不在者投票のできる指定施設であれば、その施設で投票ができます。投票を行うことをその病院、老人ホームなどに申し出てください。

代理記載制度

郵便による不在者投票をすることができない選挙人で、自らの投票の記載ができない人は、あらかじめ村選挙管理委員会の委員長に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

期日前投票・不在者投票の期間

期間 3月31日(土)～4月7日(土)

場所 村役場1階
時間 午前8時30分～午後8時

手話通訳

投票日に投票所で手話通訳者の派遣を希望する人は、村選挙管理委員会まで連絡してください。

点字投票

点字によって投票する人は、投票所の係員に申し出てくださいます。

代理投票

病气やけがなど何かの理由で文字の書けない人は申し出てくださいます。

投票所の係員があなたの指示する候補者名を正しく記入します。

点字による選挙公報など

点字による選挙公報と選挙公報朗読テープを希望する人は大阪府選挙管理委員会事務局に連絡してください。

その他

介助などお手伝いが必要なときは、投票所の係員に申し出てください。

〈問い合わせ〉

- 村選挙管理委員会
 - 大阪府選挙管理委員会
- ☎ 06(6941)0351

「千早赤阪村国民保護計画」を策定

村では、武力攻撃や大規模テロが発生した場合における村民の皆さんの安全な避難や救援のため、村国民保護協議会の意見を踏まえ、「千早赤阪村国民保護計画」を平成19年2月に策定しました。

◆「国民保護法」

平成16年9月に施行した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に基づき、外国からの武力攻撃や対規模テロなどから国民の生命・身体・財産を守り、国民生活や国民経済に与える影響が最小限となるよう定めたものです。

◆「国民保護計画」

国民の生命・身体・財産を守るために政府が策定する基本的な方針に基づき、国や府、村が連携して住民の避難・救援・武力攻撃災害への対処などを実施する計画を定めたものです。

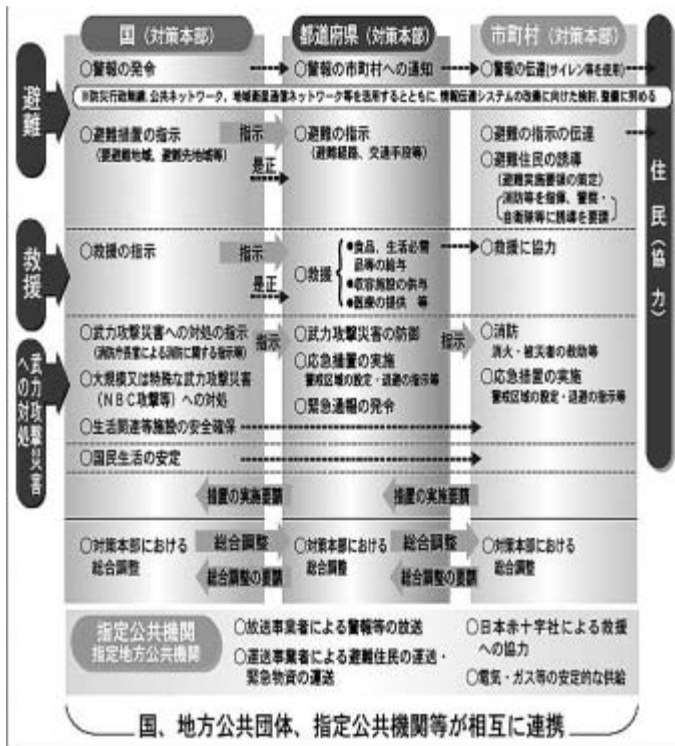
◆国民の保護に関する措置の仕組み

下図の3つの柱（避難・救援・武力攻撃災害への対処）を主体に定めたものが、千早赤阪村国民保護計画です。

◆国民保護計画の概要

武力攻撃事態への対処

村は、緊急事態が発生した場



合「千早赤阪村国民保護対策本部」を設置して、国や府と協力しながら、村内に居住、滞在するすべての人を対象に対策を実施します。

○関係機関との連携
国、府、近隣関係市町と連携し、保護対策を円滑に進めます。

○警報の伝達
国民保護用サイレン、広報車などにより警報を伝えます。

○避難誘導・避難住民の救援
避難実施要領を作成し、速やかな避難が実施できるようにします。

避難所の開設、食糧、水、医療などの提供を行います。

平素からの備え
緊急時に住民の避難、救援などを的確かつ迅速に行えるよう必要な備え

○組織・体制の整備
国民保護措置に必要な組織体制及び24時間即応可能な体制の整備を行います。

○訓練の実施
府や近隣関係市町と協力し、防災訓練とあわせて避難訓練などを実施します。

＜問い合わせ＞総務課

4月から大阪府の事務の一部が移譲されます

■身体障害者手帳の再交付などの事務

4月1日から身体障害者手帳の再交付などに係る期間が短縮されます。

紛失や破損などによる身体障害者手帳の再交付は、これまで知事が手帳を作成し、本村の窓口を經由して交付していましたが、平成19年4月1日から、権限移譲により、村長が作成し交付することとなり、窓口での再交付期間が短縮されます。

また、不在者投票申請の際に必要な障害程度の証明についても村長が行うこととなり、窓口が大阪府から村健康福祉課に変わります。

＜問い合わせ＞健康福祉課

■鳥獣捕獲に関する事務

4月1日から、一部の鳥獣捕獲許可の手続きの窓口が、村役場に変わります。

野生の鳥獣を捕獲するには、鳥獣保護法による「許可」が必要です。平成19年4月1日から、いわゆる有害鳥獣の捕獲などの「許可」が、知事の許可から、村長による許可に変わります。

4月1日から、メジロ等の飼養登録(更新)などの手続きの窓口が、村役場に変わります。

野生の鳥獣を飼養するには、鳥獣保護法による「登録」が必要です。平成19年4月1日から、鳥獣の飼養の「登録」が、知事の登録から、村長の登録に変わります。

これに伴い手続きの窓口が、大阪府南河内農と緑の総合事務所から、村産業振興課に変わります。

＜問い合わせ＞産業振興課

飼い犬登録と狂犬病予防集合注射

狂犬病は、すべてのほ乳類に感染し、発症すれば人も動物も100%死亡する大変恐ろしい病気で、世界中で発生しています。日本では、犬の登録と予防注射が徹底化され、数少ない狂犬病清浄国のひとつですが、安心はしてられません。

①登録済の飼い犬については、3月下旬に郵送した実施案内に同封の狂犬病予防注射交付手数料領収書を必ず持参ください。(持参されないと順番をお待ちいただくこととなります。)

②集合注射料金は3,200円です。

④狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けなければいけません。集合注射を受けられなかった場合は、最寄りの動物病院で狂犬病予防注射を済ませた後、住民課で済票の交付手続をしてください。済票は、飼犬につけるよう法律で定められています。交付手数料は550円です。

村では、巡回による飼い犬の登録および狂犬病予防集合注射を行います。飼い犬は、狂犬病予防法に基づき、登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられていますので、この機会に受けておきましょう。

③雨天の場合、中止することがありますので、住民課まで問い合わせください。

⑤予防注射の常として、まれにショックを起こし、最悪の場合死亡することがあります。狂犬病予防注射も例外ではありません。

⑥捨て犬や野犬については、富田林保健所 ☎2681 に相談してください。

【注意事項】

③雨天の場合、中止することがありますので、住民課まで問い合わせください。

⑥捨て犬や野犬については、富田林保健所 ☎2681 に相談してください。

狂犬病予防集合注射の日程

4月20日(金)	
雨天中止の場合4月26日(木)に順延します。	
午前	
9時30分～9時45分	桐山老人憩いの家下
9時50分～10時10分	二河原辺ちびっこ老人憩いの広場
10時20分～10時40分	水分地区利用組合みかん貯蔵所前
10時50分～11時10分	川野辺老人憩いの家前
11時20分～11時50分	森屋消防倉庫前
午後	
1時10分～1時30分	役場プレハブ横駐車場
1時40分～2時10分	JA大阪南赤阪支店前
2時20分～2時50分	自然休養村管理センター駐車場
3時10分～3時30分	千早老人憩いの家前
4月23日(月)	
雨天中止の場合4月27日(金)に順延します。	
午前	
9時30分～9時45分	吉年老人憩いの家前
9時55分～10時25分	東阪バス停前 (旧JA大阪南千早支店前)
10時35分～10時55分	上東阪消防倉庫前
11時5分～11時30分	中津原集会所前 (中津橋横)
11時40分～正午	小吹老人憩いの家前
午後	
1時10分～3時30分	小吹台老人憩いの家前

※時間については前後する場合がありますのでご了承ください。

駐車監視員資格者講習

駐車監視員の資格を得るための講習を次のとおり実施します。

日程

第1回 6月6日(水)・7日(木)、
 考查16日(土)

第2回 6月14日(木)・15日(金)、
 考查23日(土)

第3回 6月20日(水)・21日(木)、
 考查30日(土)

第4回 7月26日(木)・27日(金)、
 考查8月8日(水)

第5回 7月31日(火)、8月1日(水)、
 考查8月8日(水)

定員 各回300人程度
(申込多数の場合は抽選)

受付期間
第1回～第3回 4月7日(土)
 27日(金)

第4回～第5回 6月9日(土)
 29日(金)

〈問い合わせ〉
大阪府警察本部駐車管理センター
 ☎06(4398)1210

四天王寺国際仏教大学 第10回IBU楼WEEKS

キャンパスいっぱいのお千本桜を楽しみませんか?

期間 3月26日(月)
 4月15日(日)

※4月7日(土)・8日(日)はエ
 アスライダー、サーキット、

体験講座などの催しがあります。

場所 四天王寺国際仏教大学キ
 ャンパス
 (羽曳野市学園前3-2-1)

〈問い合わせ〉

四天王寺国際仏教大学エクス
 テンションセンター
 ☎072(956)3345

社会福祉協議会から お知らせ

献血

3月19日に行いました「愛の献血」にご協力いただき、ありがとうございます。結果は次のとおりです。

受付 36人

※次回は7月23日(月)に行いますので、ご協力お願いします。

寄付

ご芳志は、地域福祉の向上のために有意義に活用させていただきます。
 〈敬称略〉

◎中岡義隆(小吹140-1)
 100,000円

亡母ヨシエの満中陰志として
 〈問い合わせ〉

千早赤阪村社会福祉協議会
 ☎0720294



こんな制度や事業もあります・・・

■成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人などが、本人を代理して契約を行ったり、同意を得ないで行った不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行います。この制度の申し立ては、本人、配偶者、4親等内の親族などが行えます。

■権利擁護相談事業

自己の判断のみでは意思決定に支障のある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの権利擁護や生活上の不安や困りごとに関する電話相談を行っています。（専門的な助言が必要なときは、弁護士や社会福祉士などの専門家による面接相談を行います。無料・要予約）

次のような悩みがあれば、気軽に相談ください。

- ・年金が本人のためにつかわれていない。
- ・悪質商法にのせられて不必要なものを買わされた。
- ・自分が亡くなった後、障害のあるわが子の財産の管理は。
- ・最近、物忘れがひどい。相続や遺言のことで悩んでいる。
- ・施設や職場、学校、病院での権利侵害、人間関係のトラブル。
- ・障害のある子が借金をしてしまい、もはや返済が困難。など

◎相談窓口・・・大阪後見支援センター（大阪府社会福祉協議会）

☎06（6764）5600（月～金）
午前10時～午後4時

■地域福祉権利擁護事業

（権利擁護に関する相談・日常生活支援）

自己の判断のみでは意思決定に支障のある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの方の福祉サービスの利用手続きなどの援助や日常生活上の見守りや金銭管理をサポートします。

＜問い合わせ＞ 大阪府消費生活センター ☎06（6945）0999

俳句コーナー

春耕す弓なりの畦大切に 阿戸敏明
屈強な男が用意盆梅展 奥野千秋
グランドへ飛び出す足に春立てり 尾谷文子
四温光机の上のランドセル 貝長徹
ほくほくと日を溜め込みて春の土 彼塚富久子
声掛けて母の墓前に寒の水 彼塚正子

青い鳥郵便葉書の無償配布

無償配布

郵便局では、重度の身体障害者（1級または2級）、知的障害者（療育手帳「A」（または1度、2度）の人を対象に一人20枚の通常郵便葉書（「くぼみ入り」、「無地」または「インクジェット紙」のいずれか1種類を選択）を無償配布します。
受付 4月2日（月）～5月31日（木）

申込方法

身体障害者手帳または療育手帳を持参し、最寄の郵便局で申し込んでください（代理・郵送可）。※配布方法は4月20日（金）以降に郵送します。なお、4月20日以降に河南郵便局に申し込んだ人はその場で配布します。

＜問い合わせ＞

- 河南郵便局 ☎02050
- 千早赤阪小吹郵便局 ☎7272

夜間中学校

生徒募集

いろいろな事情で義務教育を修了できなかった人、「あいうえお」から勉強ができ、中学校卒業の資格もとれる夜間中学校で一緒に勉強しましょう。簡単な給食もあります。

受付期間

4月30日（月）までと9月1日（土）から9月10日（月）まで（ただし学校の休業日を除く）

対象

16歳以上のひと、大阪府内の人（外国籍の人も可）

授業料

無料

＜問い合わせ＞

☎71300

◆一般書

決戦川中島―風雲の武将信玄―

（松本清張）

最愛

（真保裕一）

向井帯刀の発心

（佐藤雅美）

ドアド

（山田悠介）

喪失

（森村誠一）

フィッシュストーリー

（伊坂幸太郎）

氷結の森

（熊谷達也）

戦場のニーナ

（なかにし礼）

かげろう

（藤堂志津子）

◆児童書

風の館の物語1（あさのあつこ）

月光のコパン（舟崎克彦）

だいすき（アンドレ・ダーハン）

◆お知らせ

【おはなし広場】

日時 4月18日（水）

午後2時～

場所 ここせ幼稚園

対象 幼児



けんこうのページ

〈問い合わせ〉
健康福祉課
保健センター ☎0069

がん検診のお知らせ

がん検診の受付は、4・5月分は3月から、9～12月分は6月から受け付けています。
乳がん検診は多数の申し込みがあり、キャンセル待ちで受け付けています。
〔4・5月分のがん検診の予約を受け付けます〕

胃・大腸がん検診	
月日	4月27日(金)・5月20日(日)
受付	午前9時～11時15分
対象	受診日現在、40歳以上の人 (39歳以下の人は受診できません)
受診できる回数	年1回
定員	各50人
内容	胃-問診・X線間接撮影 大腸-問診・便潜血検査
受診料	胃-800円・大腸-200円

子宮がん検診	
月日	5月11日(金)
受付	午後1時15分～3時
対象	受診日現在、20歳以上の和暦で偶数年生まれの人(ただし、奇数年生まれでも昨年度受診していない人は受診できます)(19歳以下の人は受診できません)
受診できる回数	2年に1回
定員	55人
内容	問診・内診・子宮頸部細胞診
受診料	600円

乳がん検診	
月日	5月11日(金)
受付	午後1時15分～3時
対象	受診日現在、40歳以上の和暦で偶数年生まれの人(ただし、奇数年生まれでも昨年度受診していない人は受診できます) ※次の人は検診対象外です 主治医にご相談の上、医療機関で受診してください ●39歳以下の人 ●妊娠中または妊娠の可能性のある人 ●授乳中の人 ●心臓ペースメーカーを装着している人 ●豊胸術をしている人
受診できる回数	2年に1回
定員	40人
内容	問診・視診・触診・乳房X線検査
受診料	900円

場所 保健センター
* 受診料は「千早赤阪村行政改革実施計画」(平成18年3月策定)にのっとり、平成19年度より変更になりますのでご了承ください。
* 負担していた検診料はいずれも検査料金の2割程度です。当日受付で支払ってください。
(生活保護世帯の人は受診料が免除されます。保健センター福祉係へ事前に申し出てください。)
* 定員になり次第締め切ります。予約をされた人には検診日の2週間前頃に受診票と詳しい案内を送ります。
* 介助が必要な人は相談ください。
* 大腸がん検診だけを受診する人で、当日本人が来られない場合は必ず相談ください。
〈予約・問い合わせ〉健康福祉課(保健センター) ☎0069

予 防 接 種
受付 午後1時30分～3時 場所 保健センター

種類	月日	対象	備考
ポリオ	4月4日(水)	生後3カ月以上90カ月未満	●母子手帳、予診票持参。 ●下痢の人は受けられません。 ●平熱が37℃以上の人は接種前1週間分の体温を記録して持参。

※日本脳炎(1・2期)の予防接種は、厚生労働省の勧告により、現在接種を見合わせています。
※予防接種を受ける際の相談やお困りのこと等があれば保健センター(☎0069)に連絡ください。

あそびの教室参加者募集!!

親子で手遊びやリズム体操、家ではできないダイナミックな遊びなどを行います。今回は5回目に、お母さん向けの参加体験型講演会(保育付き)を企画しています。お子さんと一緒に遊びに来ませんか。
日時 5月17日(木)・5月24日(木)・5月31日(木)
6月7日(木)・6月14日(木)・6月21日(木)
6月28日(木)の午前10時～11時30分(7回コース)
場所 保健センターなど
対象 1歳6か月から3歳未満の幼児とその保護者
兄弟姉妹も同伴可
定員 15組(初回の人優先)
費用 無料
受付 4月2日(月)～27日(金)
〈申し込み・問い合わせ〉健康福祉課

健康診査&相談など

種類	月日	受付	対象
なかよし広場(親と子の交流会)	4月3日(火) 4月18日(水) 5月1日(火)	午前10時～11時30分	0歳～幼稚園入園前の乳幼児と保護者
あかちゃん広場(交流会・遊び・相談)	4月18日(水)	午前10時～11時30分	0～1歳ごろまでの乳幼児
離乳食講習会(あかちゃん広場に併設)	4月18日(水)	午前10時～11時45分	1歳までの乳児の家族
1歳6カ月児健康診査	4月11日(水)	午後1時～1時10分	平成17年7月～9月生
3歳6カ月児健康診査	4月11日(水)	午後1時45分～1時55分	平成15年7月～9月生
2歳児歯科健診	4月20日(金)	午後1時～1時15分	平成17年1月～3月生
歯科フォロー健診	4月20日(金)	1歳6カ月・2歳児 午後1時45分～2時00分 3歳6カ月児 午後2時15分～2時30分	1歳6カ月・2歳児健診で虫歯に判定された幼児
個別歯科相談	4月23日(月)	午前10時～11時30分(要予約)	歯・歯ぐき・入歯に関する相談を希望する人
個別健康栄養相談	4月27日(金)	午後1時30分～(要予約)	食事療法が必要な人、健康のため食生活を改善したい人
保健師による健康相談(電話・来庁)	4月24日(火)	午前10時～正午(来庁の場合要予約)	健康・育児・介護など相談を希望する人
保健師による健康相談	4月4日(水)	午後1時30分～3時30分	健康・育児・介護など相談を希望する人

休日診療			
診療科	実施日	時間	備考
内科・歯科	日曜日・祝日 年末年始	受付 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分	休日診療所 ☎28-1333 住所 富田林市向陽台1-3-38
小児科	(12月29日～1月3日)	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分	富田林病院 ☎29-1121(代表) 住所 富田林市向陽台1-3-36

小児夜間救急医療(365日/月～土曜日午後8時～翌朝8時/日曜日午後4時～翌朝8時) 富田林消防署 ☎25-1122
消防署では、夜間の小児急病診療を行っている当番病院を紹介し、場合によっては救急車で搬送を行います。

大阪府小児救急電話相談(365日/午後8時～翌朝8時) ☎06(6765)3650
夜間の子どもの急病時、病院に行ったほうが良いかどうか判断に迷う時、小児科医の支援体制のもとに看護師や保健師が相談に応じます。(診断や指示などの医療行為は行いません)

「こどもの救急」ホームページ(<http://kodomo-qg.jp/>)
夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか判断する際の参考にしてください。

大阪府救急医療情報センター(365日/24時間対応) ☎06(6761)1199
救急車を呼ぶほどではないが適切な医療機関がわからないとき、各科の診療状況がわかります。

種類	月日(祝日は除く)	受付	備考
一般健康相談	第1・3水曜日	午前9時30分～10時30分	有料・予約制
こころの健康相談	(月)～(金)	午前9時30分～午後5時	予約制
エイズに関する相談	(月)～(金)	午前9時30分～午後5時	電話相談も可
血液検査 [エイズ・梅毒・クラミジア]	第1・3水曜日	午後1時～2時	エイズ抗体検査は無料、そのほか手数料が必要な場合あり
血液検査 [肝炎ウイルス]	第1・3水曜日	午前9時30分～10時30分	有料・予約制
●飲用水・井戸水検査 ●腸内細菌検査 ●寄生虫卵検査	毎週月曜日(月曜日が祝日の時は翌日)	午前9時30分～11時30分	有料

★相談や検査に関するプライバシーは守ります

ありがとう



▲児童のお別れの言葉・歌

児童たちは、全員舞台上に立ち、一人ひとり感謝の気持ちを込めて“ありがとう”のお別れの言葉を述べました。



▲校旗返還

校旗は古井校長から辻脇PTA会長に返還されました。



▲記念碑

ふるさと千早地区のさらなる発展を念じた閉校記念碑



▲児童たちに記念品贈呈

4月から赤阪小学校に通学する児童たちに千早地区から標準服などが贈呈され、田川区長から児童一人ひとりに手渡されました。



▲思い出を語る会

思い出を語る会では思い出話に花が咲き、いつまでも閉校を惜しんでいました。

思い出をありがとう
さようなら我が母校…

たくさんのお思い出を



多聞小学校閉校式

133年という長い歴史と伝統に彩られた多聞小学校が、平成19年3月31日をもって閉校しました。その閉校式が3月18日に雪が散らつく寒い中、多聞小学校で行われ、閉校式には児童、地域住民、来賓のほか歴代の教員、地元の卒業生や山村留学「杉の子」の卒業生など約250人もの方が参加しました。

式では、校長先生の式辞、来賓のあいさつの後、児童によるお別れの言葉や歌が披露され、参加した人たちは児童たちの言葉に思わず涙ぐみ、すすり泣く声会場にあちこちから聞こえました。

また、閉校式終了後、「思い出を語る会」が行われ、参加した人たちは久しぶりに再会する旧友や恩師と昔話を花を咲かせる一方、閉校する母校を惜しむ気持ちを語り合いました。

4月から多聞小学校の児童は、赤阪小学校に通学し、新たな学校生活が始まります。

村民の皆さんにはこれまで同様、ご支援・ご協力をよろしくお願い致します。

古井校長の式辞▶

古井校長は溢れ出る涙をこらえ、「この多聞小学校で学んだこと、“ありがとう”という言葉をお忘れなさい」と児童たちに最後の言葉を贈っていました。



◀古井校長のお別れの言葉を聞く児童と参加した人たち

大道芸体験!!

● 村こ連おわかれ会 ●

3月4日、くすのきホールにおいて千早赤阪村子ども会育成連絡協議会のおわかれ会として「芸大パフォーマンスショー」が開催されました。

出演は大阪芸術大学の大道芸サークル「パフォーマンスドール」。舞台では、風船で花や動物をつくるバルーンアートや3個の箱を使って回転などの技を出すシガーボックスなどが演じられ、子どもたちはその演技に見入っていました。

その後、子どもたちが舞台上がり、大道芸の体験をするなど、楽しい一日を過ごしていました。



▲シガーボックスのパフォーマンス



▲バルーンアート



大きな舞台で“げんぎ”いっぱい!!

● ござせ幼稚園生活発表会 ●

2月25日、くすのきホールでござせ幼稚園の第7回生活発表会が行われました。

オープニングは全園児による合奏「ウルトラマンのうた」で始まり、5歳児は「さるかに合戦」の劇遊びを、4歳児は「言葉あそび」のリズム打ちを、3歳児は舞台いっぱい「たらこ・たらこ・たらこ」のダンスなどを披露し、会場に訪れたお父さんやお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんなどからの大きな拍手がホールじゅうに響いていました。



▲3歳児「たらこ・たらこ・たらこ」のダンス ▲5歳児「さるかに合戦」の劇遊び



▲4歳児「言葉あそび」のリズム打ち



春、巣立ち

● 卒業式・修了式 ●

3月14日、中学校の卒業式では53人の生徒一人ひとりに卒業証書が授与され、校長先生から「この地で育んだ豊かな感性、そして深い絆と感動を与えてくれた学校生活を心のふるさととして持ち続け、がんばってほしい」との言葉が贈られました。

在校生の送辞などの後、同中学校卒業生が結成するアマチュアミュージシャンのツルビルの「村唄」を全員で合唱。たくさんの思い出を胸に旅立ちました。

また、15日には幼稚園で修了式が、16日には小学校の卒業式が行われ、多聞小学校は統合により最後の卒業式となりました。



▲卒業証書授与



▲卒業生の答辞



▲卒業生の門出



寒風の中、熱い戦い

● くすのき杯少年サッカー大会 ●

2月18日・25日、村民運動場で、「くすのき杯少年サッカー大会」が開催されました。

この大会は、千早赤阪サニーズサッカークラブが毎年2月に近隣府県の少年チームを招いて開催しているもので、今回で21回目を数えました。

大会には、第1回から連続して出場しているチームや、今回初出場の百舌鳥フットボールクラブ（堺市）など16チームが参加しました。

2日間の戦いの結果、柏原市少年サッカークラブが優勝し、主催チームの千早赤阪サニーズの成績は振るいませんでしたが、多くの少年選手とサッカーを通じて交流を楽しみました。

みんなのひろば



青春じゅずつなぎ

203

Tutiya Yusuke
小吹台 土屋 友哉さん
<19歳 射手座>

近況は・・・

現在、羽衣国際大学経済学部に行ってます。

夢は・・・

現在、大学で学んでいることを少しでも活かせる仕事に就くことです。

最近、楽しいと思ったことは・・・

2月にバイト先の友達とスノーボードに行ったことです。

思い出のアルバムから・・・



自宅で水遊びをしている写真です。
右が私です。

千早赤阪村について・・・

自然が多いところです。

来月号は・・・

中学校の同級生の矢倉 知沙さんです。

矢倉さんへメッセージを・・・

お元気ですか？また遊びましょう!!



わがやのホープ



小吹台 とみなが まなと くん
(富 永 真 翔)

平成15年9月22日生まれ

いつも元気いっぱいのみなちゃん!!

これからも笑顔を絶やさずスクスク育ててネ。

父・和行さん、母・京子さん



東阪 なかた あいか ちゃん
(中 田 藍 花)

平成12年10月13日生まれ

なかた いつき くん
(中 田 樹 希)

平成16年8月7日生まれ

千早赤阪村でも友達をたくさん作ってね!

父・勝志さん、母・仁美さん

参加者募集中

「みんなのひろば」は村民の皆さんのページです。
楽しい話などいっぱい教えてください。
また、広報紙への意見・情報なども待っています。

切手 585-8501
千早赤阪村役場
広報ちはやあかさか係
住所・名前・年齢・
電話番号

介護支援専門員の登録に関する手続きが改正されました

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護支援専門員の登録事項として、「住所」が新たに追加されるとともに、全国共通のルールのもと、新しい介護支援専門員番号が付与されることとなりました（大阪府登録の人の新番号は「27」から始まる8桁の番号になります）。また、介護支援専門員証に有効期間が付されることになり、有効期間を更新するためには、更新研修の受講が必要となります。

大阪府においては、介護支援専門員の皆様からの申し出により、新番号と有効期間の通知を行っております。下記のHPに、申し出の様式および提出方法を掲載しておりますので、まだ手続きを済ませておられない人は、手続きをお願いします。

ホームページアドレス

<http://www.pref.osaka.jp/korei/care/index.html>

〈問い合わせ〉

大阪府健康福祉部高齢介護室
介護支援課介護予防グループ
☎06 (6941) 0351内線4475・4480

紙おむつ給付金

村では、次の要件をすべて満たしている人を在宅で介護している世帯に、紙おむつなどの購入にかかった費用の一部（月額5,000円以内）を助成しています。申請は随時受付しています。

要件

- 村に居住する65歳以上の人で、常時紙おむつを使用している人
- 介護保険の要介護認定で要支援以上の人
- 対象となる人が属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額が140,000円以下である人

〈問い合わせ〉健康福祉課

募 集

春季テニス大会参加ペア

村テニス連盟では、春季テニス大会

（男子ダブルス・女子ダブルス）の参加ペアを募集しています。大会は次のとおり開催します。

月日 5月13日（日）
（雨天の場合は20日）

場所 村立テニスコート

対象 15歳以上の村在住・在勤者
（必ずペアで申し込みください）

費用 1ペア 1,000円

受付 5月5日（土）まで

〈申し込み・問い合わせ〉

瓦谷義弘 ☎②7644

春季軟式野球大会参加チーム

村軟式野球連盟では、春季大会の一般参加チームを募集しています。

対象は、16歳以上の村在住・在勤者で構成するチームです。大会は次のとおり開催します。

月日 5月13日（日）・20日（日）
（雨天の場合は27日）

場所 村民運動場

費用 1チーム 12,000円

受付 4月10日（火）まで

〈申し込み・問い合わせ〉

加藤 明 ☎②0995

トレーニング講習会受講者

日時 5月20日（日）
午前10時～2時間程度

場所 海洋センター・トレーニングルーム

資格 16歳以上の人

内容 トレーニングマシンの使用方法
トレーニングの基礎理論

定員 15人（先着順）

費用 500円

受付 5月18日（金）の午後5時まで

服装 運動のできる服装・室内用シューズ・タオル

※トレーニングマシンはこの講習を受けた人でないと利用できません。

※トレーニング講習会は2カ月に1回（奇数月）第3日曜日に実施

〈申し込み・問い合わせ〉

海洋センター ☎②7183

平成19年度国税専門官募集

受験申込受付期間

4月2日（月）～13日（金）

受験資格

- 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日生まれの者
- 昭和61年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - イ 大学を卒業した者および平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

受験申込先

希望する第1次試験地を所轄する
各国税局、沖縄国税事務所

試験地（近畿地域）

第1次試験地・京都市、大阪市
第2次試験地・大阪市

試験日及び試験種目

第1次（教養・専門試験）

6月10日（日）

第2次（人物試験・身体検査）

7月23日（月）～26日（木）までの
第1次試験合格通知書で指定する日

〈問い合わせ〉

富田林税務署総務課
☎④3281

結城神社・伊勢神宮参拝とおかげ横丁

（社）千早赤阪楠公史跡保存会では、三重県津市にある太平記ゆかりの結城神社と伊勢神宮方面を訪ねます。多数参加ください。

月日 5月12日（土）

午前7時30分出発

集合場所 くすのきホール駐車場

行き先 結城神社・伊勢神宮方面
（三重県）

対象 どなたでも参加できます。

費用 会 員 9,000円

会員外 10,000円

申込 4月15日（日）までに保存会事務局まで参加費用を添えて申し込みください。

〈申し込み・問い合わせ〉

（社）千早赤阪楠公史跡保存会
☎②1588

井産婦人科・澤井マタニティクリニック・大阪南医療センター・斎田マタニティクリニック・ナカノレディースクリニック

〈問い合わせ〉 保険課

福 祉

老人医療助成の申請を

現在老人医療証をお持ちでない65歳以上70歳未満の人で、次の条件に該当する場合は対象となりますので申請してください。

対象条件

- ①65～69歳で「障害者医療」「ひとり親家庭医療」の対象者
- ②精神・結核・特定疾患医療などの医療を受けている人（一定の所得制限があります）
- ③昭和14年10月31日までに生まれた人で世帯全員が村民税非課税世帯の人または世帯のうち税法上の経過措置者以外の人が村民税非課税である世帯の人

申請手続に必要なもの

- ①健康保険証 ②印鑑 ③世帯全員の市町村民税非課税証明書または精神・結核・特定疾患を証明する証書

助成の内容

健康保険証を使って診療（保険診療に限る）を受けたとき、医療機関に支払う医療費の自己負担額の一部を助成。

※税法上の経過措置者：前年の合計所得金額が125万円以下であって平成17年1月1日現在において65歳以上の人

〈問い合わせ〉 保険課

高額療養費の限度額適応認定証

70歳未満の被保険者などが、医療機関において受診し、1カ月の自己負担額が自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超えたときは、病院で自己負担額（3割）を支払った後、高額療養費の申請をしていただいたとき、後日被保険者に支給していましたが、4月1日から「限度額適用認定証」を交付することにより、病院への支払は、自己負担限度額にとどまることとなります。

ただし、この制度をご利用の場合は、必ず事前の申請が必要となります。また、国民健康保険料を完納している世帯に限ります。手続の方法などの詳細については下記にお問い合わせください。

なお、従来どおり事後に高額療養費の請求する方法も継続して行っています。

〈問い合わせ〉 保険課

介 護 保 険

19年度の介護保険料仮徴収額通知書を送付します

年間の保険料額は前年の所得金額をもとに算定し、決定しています。しかし、4月1日時点では、皆さんの平成18年中の所得金額が把握できないため、平成18年度の保険料段階をもとにした仮の保険料を納付していただきます。その後、7月に本算定を行い、平成19年度の年間保険料額を決定します。

普通徴収と特別徴収

65歳の誕生日を迎えられた人や転入された人などは、一定期間、普通徴収で保険料を納めていただくこととなりますが、この期間が経過し老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を年額18万

平成19年度介護保険料

段 階	対 象 者	保 険 料 の 算 式	19年度の年間保険料額
第1段階	生活保護を受けている人および老齢福祉年金を受給し、世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額（円）×0.5	29,100円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額（円）×0.5	29,100円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額（円）×0.75	43,650円
第4段階	本人が市町村民税非課税の人（市町村民税課税の人と同世帯）	基準額	58,200円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得額が200万円未満の人	基準額（円）×1.25	72,750円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得額が200万円以上の人	基準額（円）×1.5	87,300円

※年度途中で所得更正などで保険料段階が変更となった場合や新たに65歳になった人は上記の限りではありません。

円以上受給・受給見込みの人は年金から特別徴収となります。なお、これまで普通徴収から特別徴収への切り替えは年1回10月に開始していましたが、今年4月以降は4月・6月・8月・10月の年4回となり普通徴収期間は約6か月となります。ただし、年金差止めの人などは普通徴収となります。

介護保険の納付は便利な口座振替で

普通徴収による介護保険料は、村から送付する納付書で取扱い金融機関または役場で納めていただくこととなります。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預金口座から振替え納付される口座振替が便利で安心です。

口座振替を希望される人は、預金通帳、通帳使用印鑑、納入通知書を持参のうえ、次の取扱い金融機関で手続きをしてください。（口座振替は毎月25日と指定させていただいております。ただし、指定振替日が取扱い金融機関等の休日にあたる場合は、1営業日前とさせていただきます。）

（口座振替取扱い金融機関）

三菱東京UFJ・りそな・三井住友・近畿大阪の各銀行および大阪南農業協同組合・郵便局

〈問い合わせ〉 健康福祉課

国民年金

平成19年度の国民年金保険料

平成19年4月分から国民年金保険料が240円引き上げられ、月額14,100円となります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて支給されます。

保険料は口座振替で納めると、振替方法によっては納付書を使って納めるよりも保険料が割引になります。

なお、保険料の免除の承認を受けている人は、口座振替による割引はご利用できません。

○口座振替の申し込み

社会保険事務所または口座をお持ちの金融機関、郵便局の窓口

○必要なもの

年金手帳、通帳、金融機関届出印

＜問い合わせ＞

- 天王寺社会保険事務所
☎06 (6772) 7531(代)
- 村保険課

年金相談・納付相談

天王寺社会保険事務所より、年金納付相談を次のとおり行います。

また、村でも大阪社会保険事務局より専門相談員が国民年金・厚生年金などの相談に応じる「年金なんでも相談」を行います。なお、厚生年金被保険者証・年金手帳などの年金番号や加入脱退の年月日、または過去の履歴などをメモしておけばより具体的に説明ができます。日ごろ年金について不明な点があれば、この機会に相談ください。

○納付相談（保険料の払い込みもできます）

月日 4月10日(火)
時間 午前11時～午後3時30分
場所 役場第1会議室

○年金なんでも相談

月日 4月26日(木)
時間 午前10時～11時30分（いきいきサロンくすのき健康相談室）
●午後1時～3時（いきいきサロンやまゆり娯楽室）

＜問い合わせ＞

- 天王寺社会保険事務所（納付相談）
☎06 (6772) 7531(代)
- 保険課（年金なんでも相談）

国民健康保険

国民健康保険の届け出はお早めに

転入・転出や職場の健康保険に加入、脱退のときは必ず届けてください。

①加入の届け出が遅れると

国民健康保険（国保）に加入しなければならぬのに届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納めること（最高2年間）になります。

「被保険者となる」のは、加入の手続きをしたときではありません。職場の健康保険をやめたとき、あるいは他の市町村から転入したときです。したがって、加入手続きをするまでの間も、保険料納付の対象期間となります。また、被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

②やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなったのに届け出が遅れると、被保険者証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受けることがあります。このようなど

きは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになりますのでご注意ください。

＜問い合わせ＞ 保険課

出産育児一時金の受領委任払い制度をはじめました

国民健康保険では、お子さんの出産費用を準備する負担をやわらげるため、出産育児一時金受領委任払制度を実施します。4月1日以降の申請分から利用することができます。

従来は、出産にかかる費用を全額医療機関に支払い、出産後、国民健康保険から被保険者に出産育児一時金（35万円）を支給していました。この制度を利用すると、被保険者に代わって出産育児一時金を医療機関に支給するため、35万円を超えた分だけを医療機関に支払うだけでよいことになります。また、出産費用が35万円より少ない場合は、その差額分を被保険者に支給します。

ただし、必ず事前の申請が必要となります。申請される人は、医療機関の同意が必要となりますので、手続の方法などの詳細については問い合わせください。

なお、従来どおり出産後に出産育児一時金を請求する方法も継続して行っています。

○対象となる人

出産育児一時金の支給が見込まれる次の要件を満たす世帯主です。

- 千早赤阪村国民健康保険の被保険者
- 国民健康保険料を完納している世帯

○近隣の取扱医療機関

近畿大学医学部附属病院・P L病院・たけい産婦人科クリニック・澤

施設電話番号案内

名	称	所在地	電話	名	称	所在地	電話
千早赤阪村役場		水分180	☎0081	保健センター・健康福祉課		水分195-1	☎0069
小吹台連絡所		小吹68-830	☎7600	診療所 診療受付(月)～(金) (土・日祝休診) 午前9時～11時30分 夜間診療(火)・(金) 午後6時～8時	保健センター内		☎0038
くすのきホール・教育委員会事務局		水分263	☎1300	社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会			☎0294
村立郷土資料館(月曜日休館)		水分266	☎1588	赤阪土地改良区		水分180	☎0081
B & G 海洋センター(月曜日休館)		東阪255-1	☎7183	金剛山ロープウェイ千早駅		千早9	☎0128
学校給食センター		桐山258	☎1112	村営宿泊施設「香楠荘」		千早1313-2	☎0321
いきいきサロンやまゆり(月曜日休館)		小吹68-780	☎7005	富田林市消防署千早赤阪分署		東阪77-1	☎1755
いきいきサロンくすのき(日曜日休館)		二河原辺8-1	☎1705				

○火災・救急車依頼は119番 ○小児救急は☎251122 ○休日診療所 ☎281333

ごみ収集

もえるごみ (火・金曜日)	4月3日(火) 6日(金)・10日(火) 13日(金)・17日(火) 20日(金)・24日(火) 27日(金) 5月1日(火) 4日(金)
粗大ごみ (第1水曜日)	4月4日(水) 5月2日(水)
プラスチック製容器 (第2・4木曜日)	4月12日(木) 26日(木)
ペットボトル (第3木曜日)	4月19日(木)
空カン・空ビン (第4水曜日)	4月25日(水)

し尿収集

各地区ミゼット車	4月17日(火)予定
森屋、川野辺、水分 二河原辺、桐山 吉年	4月27日(金)予定
千早、東阪 小吹、中津原	4月30日(月)予定

相談

心配ごと	4月5日(木)・19日(木)
児童	4月5日(木)
行政	4月19日(木)

時間 午後1時～3時
 場所 保健センター1階(相談室)

人権	毎日(土日祝、年末年始を除く) 時間 午前9時～午後5時 場所 住民課 ※事前に電話で予約してください。
----	---

人の動き

総人口	6,653人(-10)
男	3,167人(-5)
女	3,486人(-5)
世帯数	2,331戸(+5)
2月末日現在、()は対前月比	

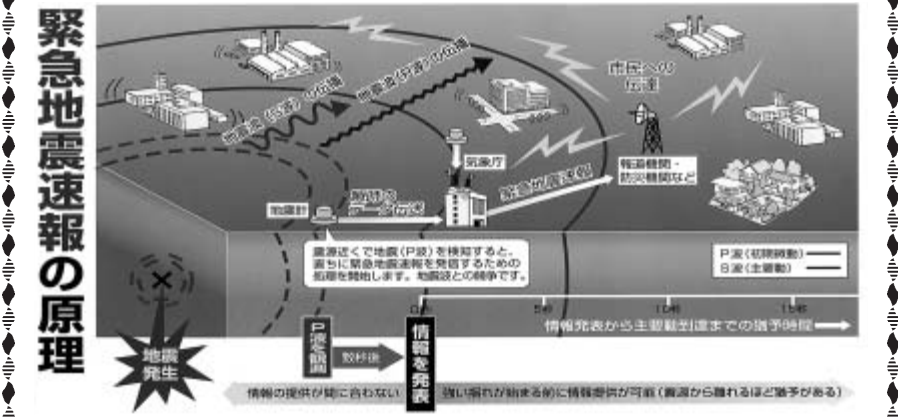


「緊急地震速報」 を ご 存 知 で す か?

それは地震からあなたを守る
新しい情報です

気象庁

緊急地震速報の原理



■「緊急地震速報」についてのお問い合わせ
 気象庁地震火山部管理課
 〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号
 電話：(03) 3212-8341 (代表)
 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>

楠公祭

日時 4月25日(水) 午前11時～
 場所 楠公誕生地(くすのきホール前広場)
 費用 無料
 〈問い合わせ〉(社)千早赤阪楠公史跡保存会 ☎1588